

## 新型コロナウイルスの感染拡大と取締役会の開催における留意点

弁護士 新 智 博



弁護士

新 智博  
(あたらしともひろ)

〈出身大学〉  
大阪大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(69期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

### 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、3密(密閉・密集・密接)を避けることが強く要請されてきました。このような要請に伴い、企業における各種の会議体の開催方法等についても、工夫・検討が必要になります。

株主総会の開催に関しては、多くの企業において、その開催方法や開催するにあたり、どのようなことに留意すべきか、検討されてきました(どのような点が法的に問題となるかについて、詳しくは、弊所HPコラムをご参考ください:<https://www.clo.jp/column/2335/>)。

本稿では、企業において開催される会議のうち、取締役会に注目し、人の集合、集合を制限された状況下において、取締役会の開催頻度を減らすことが可能か、人の集合を避けるような取締役会の開催方法としてはどのようなものがあるのかについて説明します。

### 2 取締役会の開催の頻度について

一定の規模を有する株式会社においては、一般的には、月に1回の定例取締役会や、臨時株主総会の招集決定等の特別なタイミングにおいて取締役会を開催していることが多いと思われます。そこで、人の集合が制限されている状況下において、従前より取締役会の頻度を減らすことはできるのか、検討したいと思います。

会社法上、取締役会を開催すべき回数は法定されていません。もっとも、代表取締役及び業務執行取締役は、自己の職務の執行の状況を3か月に1回以上、取締役会に報告しなければならないとされています(会社法364条2項)ので、少なくとも3か月に1回の取締役会の開催が必要となります。

また、会社法上、取締役会設置会社においては、一定の事項については必ず取締役会で決議をする必要があると定められています。したがって、当該事項を決議する必要がある場合は、取締役会を開催しなければなりません。そのため、取締役会の開催頻度を減らすかどうかを検討するにあたっては、取締役会を開催して決議・報告をしなければならない事項があるかを検討する必要があります。

下記においては、取締役会において決議しなければならない事項ごとに詳細を説明します。

(1) 取締役会設置会社においては、重要な財産の処分及び譲受けなど「重要な業務執行」の決定については、取締役会で決議しなければな

らないとされています(会社法362条4項)。

この点、「重要な業務執行」に該当するかの判断には解釈の幅があり、判断が困難な場合もあります。取締役会付議基準を定めている企業においては、リスク回避のため、会社法上、「重要な業務執行」ではないと判断される事項についても、取締役会付議基準に該当するように定めていることが多いと思われます。そうすると、もともと会社法上の「重要な業務執行」に該当しないといえる事項については、今般の非常事態下であれば、一時的に、取締役会付議事項としないと判断する余地もあるかもしれません。

しかし、万一その判断を誤り、「重要な業務執行」に該当するにもかかわらず、取締役会決議を欠くと、法令違反となりますので、基本的には、従前の判断基準どおり運用し、後述するように、人の集合を回避する開催方法にて、取締役会を開催し、審議することを検討すべきと考えます。

(2) 取締役会設置会社においては、毎事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を招集しなければならない(会社法296条1項)、招集の場合には、日時・場所等の会社法、法務省令で定める事項を取締役会の決議で決定しなければなりません(会社法298条1・4項)。また、株主総会への提出・報告(会社法438条3項、439条)に先立ち、事業報告・計算書類の承認を取締役会で行わなければならないとされています(会社法436条3項)。

株式会社における定時総会については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う状況下においても、延期・継続会はともかく、開催自体を中止することはできませんので、上記事項を決定・承認するための取締役会の決議を得る必要はどこかで必ず生じます。

また、取締役設置会社においては、代表取締役・業務執行取締役の選定についても取締役会で決議しなければなりません(会社法362条2項3号、363条1項2号)。

定時株主総会において、取締役が改選された場合は、速やかに代表取締役・業務執行取締役を選定する必要がありますので、総会終了後の上記事項の決議のための取締役会の決議も避けることはできません。

(3) 会社が競争取引・利益相反取引を行う場合には、取締役会において当該取引につき、重要な事実を開示し、その承認を受けなければならず(会社法356条1項、365条1項)、取引を実行した後は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければなりません(会社

法365条2項)。今般の非常事態を踏まえても、その該当性判断を緩和することはできないと考えられますので、客観的に競業取引・利益相反取引と認められる取引があれば、当該取引に関する取締役会の承認決議も避けることはできません。

### 3 取締役会の開催方法の工夫について

#### (1) 電話・テレビ会議システム等による取締役会

会社法上、株主総会の場合には、招集通知において株主総会の開催場所を記載しなければならない(会社法298条1項1号・299条4項)とされ、何らかの物理的な会場を用意することが前提とされていますが、取締役会の招集について、株主総会と同様に、開催場所を記載しなければならないといった定めはおかれていません。また、取締役会の決議については、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うことと定められています(会社法369条1項)が、その出席の方法については、会社法上、特に規定されていません。さらに、会社法施行規則においては、「取締役会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役が…取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)」と規定していることから、全員が一定の場所に集まらずに開催することが許容されています(会社法施行規則101条3項1号)。加えて、法務省より、「取締役間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時にほかの取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる仕組み」であれば、テレビ会議システムによる取締役会を開催することができるとしています<sup>1</sup>。以上のことから、取締役会自体がテレビ会議システム等を用いて開催すること自体は許容されているといえます。

この場合、取締役会議事録に「取締役会が開催された…場所」を記載しなければならないこと(会社法施行規則101条3項1号)との関係が問題となりますが、取締役会をテレビ会議等で行い、取締役の全員がリモートにて取締役会に参加した場合には、議長の所在する場所を取締役会の開催場所とすることと考えると考えられます<sup>2</sup>。

また、取締役会議事録においては、法務省が示した基準を満たしていることを示すべく、「電話会議システムにより、出席者の音声と即時に他の出席者に伝わり、出席者が一同に会すると同等に適時的確な意見表明が互いのできる状態となっていることが確認されて、議案の審議に入った。」「本日の電話会議システムを用いた取締役会は、終始異常なく議題の審議を終了した。」といった内容を記載しておくことが望ましいでしょう<sup>3</sup>。

#### (2) 書面決議

会社法では、一定の要件を満たした場合には、現実の取締役会を開催することなく、取締役会の決議があったものとみなすこと(決議の省略・書面決議)を認めています(会社法370条)。書面決議は、予め定款で書面決議ができる旨が定められていることを前提とし、取締役が取締役会決議の目的事項につい

て提案し、当該事項について決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を行い、監査役が当該提案について異議を述べない場合に認められます。

一般的には、書面決議は、定例取締役会を待っていると間に合わない緊急案件がある場合に用いられることが多いですが、当該事項に限定されるわけではなく、感染症の影響により人の集合の回避等が強く要請されているという事情は書面決議が許容される理由の一つといえます。

もっとも、書面決議が多用されて、取締役会が形骸化するのも適当ではありませんので、後に経営判断の合理性が問われかねない重要案件については、取締役間で十分に意見交換ができるような体制(テレビ会議等の方式も含む。)を採用することを検討し、意見の分かれる可能性が少なく、取締役間で議論の必要性が小さい議案を書面決議の対象とするといった運用が望ましいと思われれます。

#### (3) 書面報告

会社法は、取締役会に対する報告の省略(書面報告)も認めています(会社法372条1項)。書面報告については、書面決議と異なり、あらかじめ定款の定めが無くとも認められます。取締役等が取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項を報告したときは、当該事項を取締役会に報告することを要しないとされています。

ただし、代表取締役・業務担当取締役による3か月に1回以上の職務執行状況報告(会社法363条2項)は、書面報告が認められず、現実にと取締役会を開催して報告しなければなりません(会社法372条2項)。

そのため、いかに書面決議、書面報告を駆使したとしても、最低でも3か月に1回以上のペースで、取締役が集まる方式もしくはテレビ会議等のシステムで取締役会を開催する必要があります。

## 4 最後に

新型コロナウイルスの影響は、完全に終息したという状態まで相当な時間を要する可能性があり、今後とも同様の状況が継続する場合は、取締役会をはじめとした各種会議について、その開催方法等について検討をし続けていく必要があります。また、今回の事態を機に各種会議をリモートで行う設備を整え、テレビ会議や書面決議・書面報告を駆使することにより、企業内における効率化を図ることも、今後の企業の成長にとって重要な手段になるかと思われれます。

1 平成8年4月19日付法務省民事局参事官室「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について」  
2 弥永真生『コンメンタル会社法施行規則・電子公告規則〔第2版〕』(商事法務、2015年)508頁  
3 前注2-508頁